

○農林水産省告示第千四百四十七号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表一の一の項及び二の二の項のオーストラリア連邦から発送されるケンジントン種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定める。
平成六年十月二十五日

農林水産大臣 大河原太一郎

一 植物及び地域
ケンジントン種のマンゴウの生果実であつて、オーストラリア連邦植物防疫機関が濃密な病害虫防除が行われる地区として指定した地域で生産されたものであること。

二 輸送方法

船積貨物、航空貨物又は航空携行手荷物(旅客又は乗務員の携帯品であつて、当該旅客又は乗務員と同一の航空機で運ばれるものをいう。以下同じ。)として輸入されたものであること。

三 生産地における検査及び証明

(一) オーストラリア連邦植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、有害動物及び有害植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されているオーストラリア連邦植物防疫機関が発行した植物防疫証明書が添付してあるものであること。
(二) (一)の植物防疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。
ア チチュウカイミバエ又はクインスランドミバエ(以下「ミバエ類」という。)に侵されていないものであること。
イ 四の消毒が行われたものであること。

(三) (一)の植物防疫証明書には、(一)の検査及び四の消毒の実施を確認した旨の植物防疫官による付記がなされていること。

四 航空携行手荷物として輸入される場合に

あつては、(一)の植物防疫証明書又はその写しとその生果実が輸入される場所に存在する植物防疫所(支所及び出張所を含む。)へあらかじめ送付されており、かつ、当該証明書の内容の一部を記載した植物防疫証票がそのこん包の表面にはり付けられているものであること。

四 生産地における消毒

蒸熱処理施設において、飽和蒸気を使用して、生果実の中心温度を四十七度とし、その温度以上で十五分間消毒すること。

五 こん包及びこん包場所

(一) 消毒された生果実は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。
(二) (一)のこん包は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。

(三) 各こん包には、オーストラリア連邦植物防疫機関による封印がなされていること。

六 航空携行手荷物の保管場所

航空携行手荷物として輸入される場合にあつては、当該生果実がオーストラリア連邦植物防疫機関により指定された場所において保管されていたものであること。

七 表示

(一) 三の(一)の検査及び四の消毒が行われた各生果実には、輸出植物防疫が終了している旨の表示がなされており、かつ、そのこん包には仕向地が日本である旨の表示がなされていること。
(二) (一)の仕向地の表示は、こん包の三面以上になされていること。